

船舶事故調査報告書

平成31年2月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	平成30年8月30日 12時20分ごろ
発生場所	福島県相馬市大洲海岸沖 鶺鴒 ^{うの} 尾埼灯台から真方位173° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯37° 48.3′ 東経140° 59.2′）
事故の概要	プレジャーボート ^{モアナ} moanaは、漂泊中、転覆した。 moana は、同乗者1人が負傷し、船体が消波ブロックに漂着して大破した。
事故調査の経過	平成30年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート moana、1.3トン 210-58281福島、個人所有 6.27m（Lr）×2.32m×1.08m、FRP ガソリン機関、84.6kW、平成28年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 25歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年1月24日 免許証交付日 平成28年1月18日 （平成33年1月23日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（同乗者D）
損傷	船体が大破（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約1.5m、波周期約7～9秒、潮汐 低潮期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）及び船長の親族2人（以下「同乗者C」及び「同乗者D」という。）を乗せ、平成30年8月30日05時30分ごろ釣りの目的で相馬市松川浦漁港を出港した。 本船は、福島県南相馬市原町火力発電所沖の釣り場で釣りを行った後、松川浦漁港に向かって帰航していたところ、それまでの釣果があまり良くなかったため、大洲海岸沖で釣りを行うことにした。

	<p>本船は、船首を西方に向けて船外機を中立運転とし、船長が船体中央の操舵席に、同乗者C及び同乗者Dが後部甲板におり、同乗者A及び同乗者Bが前部甲板で船首から釣り竿を数本出し、12時ごろ釣りを開始した。</p> <p>本船は、船長が、船尾方から1.5m程度のうねりを受けていたが、特に危険を感じることはなく、この程度のうねりであれば釣りをを行うのに問題がないものと思い、釣りを続けていたところ、12時20分ごろ、船尾方から隆起した約2mの波を受け、船尾部が持ち上げられ、船首部が海面にぶつかり、左舷側に横倒しになって転覆した。</p> <p>本船は、転覆すると同時に船長及び同乗者4人が海中に投げ出された後、船長が、声を掛けるなどして同乗者全員が無事であることを確認して船底によじ上り、同乗者4人を引き揚げて待機していたところ、転覆した状態のまま、陸岸の方に流された。</p> <p>本船は、漂流しているところを陸上の目撃者により発見され、12時26分ごろ118番通報が行われた。</p> <p>船長及び同乗者4人は、本船が消波ブロックに漂着したので、本船から消波ブロックに飛び移って陸上に移動した。</p> <p>同乗者Dは、本船が転覆した際、片付けていた釣り針が足に刺さり、救急車で福島県新地町内の病院に搬送された。</p> <p>本船は、本事故後、潮が満ちてくるにつれ、波で消波ブロックに打ちつけられるなどして破損し、全損処理となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、出港前、インターネットで天気予報を見て、昼頃から風が強くなることを確認していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.5mであった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員、膨脹式の腰ベルト型救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本船が転覆した際、携帯電話が海に流され、通報を行うことができなかったので、陸上に移動した後、目撃者の携帯電話を借りてマリナーに連絡をした。</p> <p>船長は、本事故当時、水深が浅い海域では、波が高くなることを知っていたが、本船を陸岸に近づけ過ぎたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本船を購入してから、本船の船長として乗り組んで休日に釣りを行っていたが、本事故発生場所付近では釣りを行ったことがなかった。</p> <p>海図W1098(塩屋崎至石巻湾)によれば、本事故発生場所は、水深が約5mで、底質が砂である。</p> <p>気象庁のホームページによれば、うねりは、水深の浅い海岸(防波堤、磯、浜辺など)付近では海底の影響を受けやすく、風浪よりも波が高くなりやすい性質があり、沖から来たうねりが急激に高くなるこ</p>

	とがある。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、大洲海岸沖において、船首を西方に向けて漂泊中、船尾方から波を受ける状態で、沖から来たうねりが高くなりやすい水深の浅い海域で釣りを行っていたことから、波高約2mの波を受けて船尾部が持ち上げられ、左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、大洲海岸沖において、船首を西方に向けて漂泊中、船尾方から波を受ける状態で、沖から来たうねりが高くなりやすい水深の浅い海域で釣りを行っていたため、波高約2mの波を受けて船尾部が持ち上げられ、左舷側に転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶は、波等の影響を受けやすく、水深が浅い海域では、沖からのうねりの波高が高くなることがあるので、波の状況に注意し、波高が高いときには早めに釣りをやめて帰航すること。 ・ 高波が生じている場合には、できる限り船首から波浪を受けるようにすること。 ・ 海中に投げ出されても携帯電話をなくさないように常に身に着け、連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

